

資料 4

平成 29 年 4 月 21 日

奈良県環境審議会  
会長 久 隆浩 様

奈良県環境審議会  
環境影響評価審査部会長 藤井 智康

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る  
環境影響評価計画段階環境配慮書に対する意見について（報告）

平成 29 年 1 月 10 日付環政第 438 号により本審議会に諮問のあった「山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設」（以下「都市計画配慮書対象事業」という。）に係る環境影響評価計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、本部会において、奈良県環境影響評価技術指針等に沿って審議を行い、結論を得たので下記のとおり報告します。

記

配慮書に記載された都市計画配慮書対象事業の目的および内容は、天理市（以下「都市計画決定権者」という。）が天理市岩屋町 459 番地 2 他（以下「都市計画配慮書対象事業想定区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画配慮書対象事業想定区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。

また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、具体的な事業計画の策定に伴い、環境影響評価方法書以降の図書において、環境への影響を調査、予測及び評価が適切に行われるとともに、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減することが適当である。

## 1 大気質について

ア 施設の配置について、煙突の高さ及び位置を検討するにあたっては、選定されている複数案により、地形や建物によって生じる下降気流に乗って地面近くに下りてくる焼却施設からの排出ガスによる影響にも配慮した上で、環境影響評価を実施すること。

イ 供用後の施設の稼働について、法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画としているが、実際に設置される施設の最大濃度の排出ガスを想定し、最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

## 2 景観について

ア 施設の存在による景観への影響について、主要な眺望点という観点だけでなく利用者が多く公共性の高いという観点から名阪国道からの景観、及び建物周辺において樹木が成長した場合の景観に考慮し、環境影響評価を実施すること。

イ 計画建物の形状、デザインについて、周辺の景観に配慮したデザインとし、それらを踏まえ環境影響評価を実施すること。